

入 札 説 明 書

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

1 委託業務概要

- (1) 業 務 名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託
- (2) 委 託 対 象 秋田湾雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が所管する公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール形式ポンプ場
- (3) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 対 象 数 量 管路施設点検箇所 530箇所
管路施設小破修繕 1式
マンホール形式ポンプ場保守点検 385箇所
通報初動対応・緊急対応 1式

2 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日 時 令和7年3月17日（月） 午後1時30分
- (2) 場 所 秋田県庁6階 西会議室
- (3) 入札書の様式 別紙入札書の様式とする。
- (4) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」並びに「業務名」を記載のうえ提出すること。
- (5) 入札書は直接提出するものとする。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の納付

入札者は、入札金額に消費税を加算した額の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、(3)のアに該当する場合は納付を免除される。

入札保証金は、令和7年3月17日（月）の入札直前に、入札職員が徴収する。入札終了後直ちに還付するが、落札者には契約締結後に還付する。

(2) 契約保証金の納付

落札者は、落札金額に消費税を加算した額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、(3)のイに該当する場合は納付を免除される。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①、②又は③の書類を令和7年3月13日（木）午後5時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約書

② 過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書の写し等）。

③ 知事が定めた資格を有する者は「入札保証金免除申請書」。

イ 契約保証金についてはアの、②の書類審査の結果、免除適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除適当と認められた者。

4 その他

- (1) 入札に係る現場説明会等は実施しない。
- (2) 入札参加資格等に係るヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求め

ることがある。

- (3) 提出された入札参加資格確認申請書は返却しない。なお、入札参加資格確認申請書を無断で公表又は使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。
- (6) 入札参加者は、入札心得を遵守すること。

5 問い合わせ先

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

入札事務に関すること 秋田県建設部下水道マネジメント推進課経理チーム

(電話018-860-2465 FAX018-860-3813)

業務内容に関すること 秋田県建設部下水道マネジメント推進課調整・広域・共同推進チーム

(電話018-860-2461 FAX018-860-3813)